

令和8年度

七尾市・羽咋市・中能登町連携

サイクリングツーリズム実証事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

能登地域移住交流協議会

# 実施要領

## 1 趣旨

本事業は、七尾市、羽咋市、中能登町の3市町（能登地域移住交流協議会）が連携し、サイクリングを通じた地域の復興支援と台湾からのインバウンド誘客を図ることを目的とする。のどかな里山里海から日本海へと至る各市町の道の駅や魅力的な観光資源を繋ぐ広域なサイクリングモデルルートを設定し、台湾からのインバウンドをターゲットとしたファムツアーを実施する。このツアーを通じて地域の自然や文化の魅力を発信するとともに、移住フェア等を通じた地域住民との交流により地域間の絆を深める。また、地域のサイクリストを対象としたサイクリングガイド体験講習会を実施し、受入体制の整備を進め、翌年春以降の本格的なインバウンド集客および新たな関係人口の創出を目指す。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 令和8年度 七尾市・羽咋市・中能登町連携サイクリングツーリズム実証事業
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」による。なお、その他必要と認める事項は企画書にて提案すること。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年2月28日まで  
※委託期間については、変更となる場合がある。
- (4) 限度額 4,800,000円 以内（消費税及び地方消費税含む）

## 3 委託業者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

## 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 法人格を有し、過去5年以内に他地方自治体等で当該業務に関連する業務委託を請け負ったことがあり、本業務委託内容を十分に理解した上で業務を円滑に遂行できること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 5 プロポーザルへの参加方法

- (1) 提出書類
  - ① 業務委託参加申込書（様式第1号） 5部
  - ② 個人情報保護に関わる誓約書 5部
  - ③ 会社概要及び財務状況関係書類 5部（任意様式）

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。(パンフレットの使用も可とする。)

- ④ 受託実績一覧表 5部 (任意様式)
- ⑤ 企画提案書 5部 (任意様式で正本、副本含む。)

※⑤ 企画提案書について

下記の内容を含んだものとし、簡潔明瞭にまとめること。

【提案書に盛り込むべき事項】

- ・業務の実施方針 (コンセプト)、業務手法、業務フロー、業務スケジュール、見積金額、その他独自提案の企画提案に必要な事項

※提出書類の記入方法について

- ・提出書類は、原則としてA4判・縦型・横書・左綴じで作成すること。
- ・提出書等に記載する文字の大きさは、12ポイントとし書体は任意とする。
- ・文書を補完するためのイラスト、イメージ画等を使用してもよい。
- ・正本にあたる企画提案書の表紙には、宛先は、「能登地域移住交流協議会会長」、タイトルは、令和8年度 七尾市・羽咋市・中能登町連携台湾インバウンド向けサイクリングツーリズム実証事業業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。
- ・正本にあたる企画提案書の表紙に実印 (代表者印) を押印する事とする。副本にあたる企画提案書の表紙には、宛先は、「能登地域移住交流協議会会長」、タイトルは、令和8年度 七尾市・羽咋市・中能登町連携サイクリングツーリズム実証事業業務委託企画提案書」、提出年月日を記載する事。会社名は記載しない事とする。副本は、4部用意する事。(正本は事務局で預り、副本により審査を実施する。)
- ・企画提案書等の著作権はそれぞれ製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。

(2) 提出先

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地  
能登地域移住交流協議会プロポーザル事務局  
中能登町企画情報課 TEL (0767) 74-2806

(3) 提出方法

持参または郵送

なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

(4) 提出期限

参加申込書、企画提案書等の提出期限

令和8年7月24日 (金) 正午【必着】 ※一旦メールでも可

## 6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

提出書類の作成に関し、質問がある場合は、質問書 (任意様式) により電子メールで送付すること。

① 受付期間

令和8年7月8日（水）～令和8年7月23日（木）

② 提出先

中能登町企画情報課（能登地域移住交流協議会プロポーザル事務局）

E-mail: kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp

なお、メールの標題には「プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載のうえ、本文には、①事業者名、②担当者名、③担当者連絡先（電話番号）を必ず記載すること。

(2) 質問に対する回答

質問受付期間終了後、一括して取りまとめ、速やかに参加申込書に記載のメールアドレス宛に返信する。

## 7 審査方法及び候補事業者の選定

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

- (1) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、本協議会が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次の順位者が繰り上げにより新たな契約候補者として手続きをする。
- (2) 審査方法は、別表「評価基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。
- (3) 実施方法については、以下のとおりとする。

① 実施方法

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分以内

② その他

- ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日追加での資料は認めないものとする。
- ・説明に際し、パワーポイントその他パソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは本協議会で用意する。
- ・ノートパソコンその他必要な備品は各自で準備すること。
- ・審査結果は、後日、全ての参加者に書面で通知する。なお、審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については、公表しない。

## 8 プロポーザル募集から受注事業者決定までのスケジュール

募集から業務委託の受注事業者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年7月 8日 (水)	プロポーザル募集開始
令和8年7月 9日 (木) ~ 7月22日 (水)	質問受付期間
令和8年7月10日 (金) ~ 7月23日 (木)	質問回答期間
令和8年7月24日 (金) 正午	参加申込書、企画提案書等の提出期限
令和8年7月30日 (木)	評価(プレゼンテーションの実施)
令和8年7月31日 (金)	受託事業者(契約候補者)決定
令和8年8月 1日 (土)	契約の締結(予定)

## 9 受託者の審査、評価及び選考

提案内容の審査にあたり、委員会が評価基準に基づき各評価項目の審査を行う。

なお、参加提出書類に不備があるなど、明らかに参加資格を有していない場合は、事前に失格とみなす。

### (1) 審査

提出書類に基づくプレゼンテーションの審査を経て、審査委員会で決定する。

審査委員会の日時や結果については、後日、通知する。

ア 場 所 中能登町役場会議室

イ 日 時 令和8年7月30日(木) 16時(予定)

時間は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査方法 プレゼンテーション

エ 審査結果 文書で通知する。

### (2) 契約の締結

委員会の審査結果により、1社選定された者を、優先交渉権者として本協議会会長への答申を行う。その後、会長の決定を経て、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提案書等の提出期限に遅れた者
- (2) 審査委員会の実施時間に遅れた者
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。

## 12 書類等の照会・問合せ先

〒929-1792

石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

能登地域移住交流協議会（中能登町企画情報課） 担当：駒井・坂下

TEL 0767-74-2806

FAX 0767-74-1300

電子メール：[kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp](mailto:kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp)